事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害のリスク

(洪水:ハザードマップ)

当村のハザードマップによると、村内では洪水によるリスクは低いものの、小売業の多い 油須原地区、建設業の多い内田地区の河川周辺で1m程度の浸水被害が予想されている。

(土砂災害:ハザードマップ)

当村のハザードマップによると、中山間部に位置する赤村では村内全般に渡り土砂災害の危険性が高くなっている。特に山間の大内田地区、上赤地区は地滑り、土砂災害が生じる恐れが高いエリアとなっており、農林業や建設業が多く存在している。

(地震: J-SHIS)

福岡県内にある活断層のうち、福智山断層が近くに存在している。地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で50%以上の確率で発生すると言われている。

(その他)

平成24年7月には浸水や土砂崩れの被害が広い範囲で被害を及ぼした。また平成30年7月豪雨では上赤地区の梅の木ため池が老朽及び大雨の影響により決壊寸前となり、上赤地区の広範囲に避難指示が出されるなど、近年のゲリラ豪雨により、浸水や土砂崩れのリスクは高くなっている。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 131人

·小規模事業者数 106人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考	
商工業者	卸・小売業	4 4	4 4	油須原地区に多い	
	建設業	2 3	2 3	内田、上赤地区に多い	
	サービス業	1 4	1 4	村内に広く分散している	
	飲食業	1 1	1 1	村内に広く分散している	
	製造業	8	8	村内に広く分散している	
	その他	3 1	6	村内に広く分散している	

(3) これまでの取組

- 1) 当村の取組
 - 防災計画の策定
 - ・防災備品の備蓄
- 2) 当会の取組
 - ・事業者BCPに関する国の施策の周知
 - ・あいおいニッセイ同和損害保険会社と連携した損害保険への加入促進

Ⅱ 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当村との間における被害者情報報告ルート を構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※	その他
/ - /	(V / III)

・上記	内容に	変更が生	じた場合は、	速やかに県	へ報告する。
	11 1/11/1/-	\times \times \times			

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和2年4月1日~令和7年3月31日)
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容
 - ・当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策>

- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
 - ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
 - ・村広報、ホームページ、巡回指導時等に国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害 保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
 - ・小規模事業者に対し、事業者BCP (即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
 - ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政 の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

・令和3年度までに作成。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業 者以外にも対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・赤村事業継続力強化支援協議会(構成員:当会、当村)を開催し、状況確認や改善点等 について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(マグニチュード6強の地震)が発生したと仮定し、当村との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下 記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当村で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 (豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

K1/kK1/5/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/				
大規模な被害がある	・地区内の10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等 比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、 大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮 断されており、確認ができない			
被害がある	・地区内の1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、 比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」 等、大きな被害が発生している。			
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。			

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

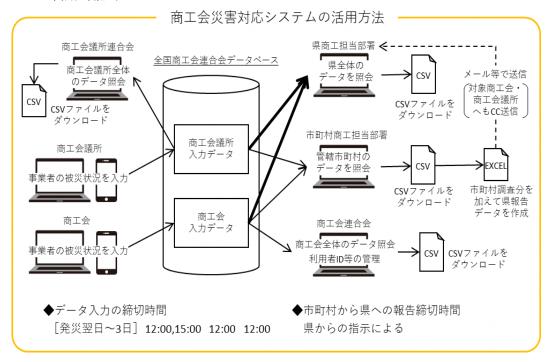
・本計画により当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後~1週間	1日に3回共有する
1週間~2週間	1日に2回共有する
2週間~1か月	1日に1回共有する
1か月以降	2日に1回共有する

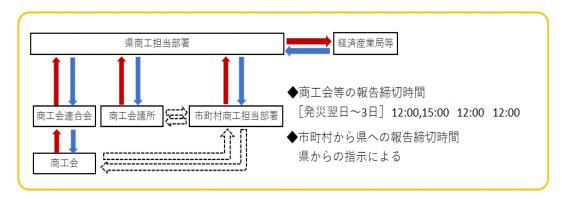
<3. 発災時における連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができ る仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被害地域での活動内容について決める。
- ・当会と当村は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当村が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会または当村より県の商工担当 部署に報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、赤村の産業建設課へ情報 共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有または報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00 3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。 当村は県からの指示により報告する。

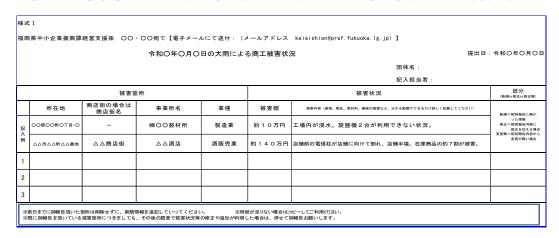
① システム利用可能時



- ② システム不具合発生時
 - ・下図の流れで情報共有または報告を行う



・また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の担当部署に報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、赤村と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

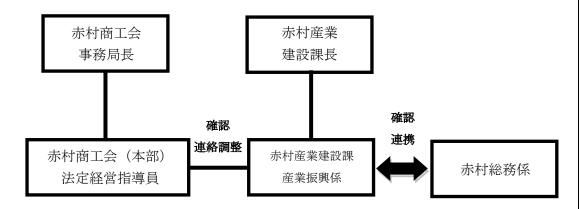
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和元年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 野見山 英俊(連絡先は後述(3)①参照)

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)
 - ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先
- ①商工会/商工会議所

赤村商工会

〒824-0432 福岡県田川郡赤村大字内田1166-1

TEL: 0947-62-3333 / FAX: 0947-62-3544

E -mail:akamura@shokokai.ne.jp

②関係市町村

赤村役場 産業建設課産業振興係

〒824-0432 福岡県田川郡赤村大字内田1188

TEL: 0947-62-3000 / FAX: 0947-62-3007

E — mail: aka-s. sansin@vill. aka. lg. jp

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
・専門家派遣費 ・協議会運営費 ・セミナー開催費	1 0 1 0 1 0				

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、赤村補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携 して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

